

## 第13回 三番瀬再生会議の開催結果概要

- 1 日 時 平成18年7月14日(金)午後6時~8時45分
- 2 場 所 浦安市民プラザWave101
- 3 出席者数 委員19名 オブザーバー6名
- 4 参加人数 76名
- 5 結果概要

議事に先立ち、新たに三番瀬再生会議委員に就任いただいた張委員を紹介した。

議事としては、主に県から3月28日に諮問した三番瀬再生計画(事業計画)(素案)について御議論いただいた。

概要は以下のとおり

### (1) 議題1「第11回から第12回再生会議の結果について」

資料1に基づき確認した。

#### 【意見】

前回会議で県から報告した市川泊地・航路の維持浚渫工事に関し、浚渫土の茜浜深掘部への埋め戻しによる漁業への効果について次回説明してほしい。

評価委員会の委員の半数が、再生会議との兼任なので、評価委員会は第三者機関としてはどうか？

#### 【会長からの発言】

再生会議と評価委員会の役割について、再生会議委員の中で考え方に差異が生じているので整理すると以下のとおりである。

再生会議は、県が行う再生事業に対して中立的な立場で意見を述べる機関である。

評価委員会は、再生会議から県に意見を述べるにあたり、より専門的な検討を行って、再生会議に科学的な判断材料を提供してもらうため、再生会議の下部組織として設置されている機関である。

再生会議では、評価委員会からの助言を踏まえて議論を深め、合意を図っていく。

### (2) 議題2「三番瀬再生計画(事業計画)(素案)について」

#### ア 審議の進め方及び答申のとりまとめに関する考え方について

会長から事業計画(素案)の審議の進め方及び、答申のとりまとめに関する基本的な考え方が示され、以下のとおり確認いただいた。

事業計画（素案）の審議の進め方について

- ・今回及び次回の再生会議で本格的な議論を行うこととし、グループ内の整理が比較的まとまっているところから、D E C B A 全体及び第1章の順に議論を進めていくこと。
- ・グループごとの審議の中間で会場の意見を伺い、再生会議での議論の展開にいかすこと。

答申のとりまとめに関する基本的な考え方について

- ・再生会議において意見が一致した事項を答申の内容とすること。
- ・既に再生会議から答申を終えている基本計画の内容に遡る事項は答申の対象としないこと。
- ・事業計画（素案）を修正する際は修正文とその理由を明記すること。
- ・再生会議で意見一致に至らなかった場合においても、賛成者の多い意見及び事業計画とは別に再生会議としての意見を述べたい事項については、附帯意見とすること。
- ・答申のとりまとめ作業は、各グループのとりまとめ責任者が行い、全体及び第1章については、再生会議の議論を踏まえて吉田副会長が行うこと。

#### イ Dグループに係る審議

とりまとめ責任者の吉田委員から「第8節 環境学習・教育」、「第9節 維持・管理」及び「第11節 広報」の3つの担当節に関する修正意見や新規事業提案の説明があり、これに基づき、質疑応答及び意見交換が行われた。

その結果、吉田委員が審議結果に基づき答申案を作成することになった。

#### ウ Eグループに係る審議

とりまとめ責任者の倉阪委員から「第10節 再生・保全・利用のための制度及びラムサール条約への登録促進」及び「第12節 東京湾の再生につながる広域的な取組」の2つの担当節について、修正意見の説明があり、これに基づき質疑応答及び意見交換が行われた。

その結果、倉阪委員が審議結果に基づき答申案を作成することになった。

大槻副知事あいさつ

中途出席の大槻副知事からあいさつを申し上げた。

6月定例県議会及び三番瀬問題特別委員会における審議状況を説明し、「再生会議からできるだけ早期に事業計画の答申をいただき、再生事業を実行に移したい。」

会長のまとめ

- ・ Dグループ及びEグループが担当する部分については、本日の審議結果を踏まえ、修正のうえ、次回の会議に再提案してもらおう。
- ・ 次回の会議は、C B A 全体及び第1章の順に議論する。

(3) 議題3 「報告事項について」

県から、市川海岸塩浜地区護岸検討委員会要綱の改正及び委員の追加及び、平成18年度三番瀬自然環境合同調査の実施を報告した。

(4) 議題4 「その他」

次回の再生会議は、7月23日(日)午前10時から(財)海外職業訓練協会で開催することとした。